

山梨県公報

号外第二十二号の二

平成二十六年

三月三十一日

月 曜 日

平成二十六年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第五十五号

山梨県条例の一部を改正する条例

山梨県条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項中「既存住宅等」を「耐震基準適合既存住宅等(耐震基準適合既存住宅(「」に改め、「定めるものをいう」の下に「第六十二条の二第一項において同じ)のうち地震に対する安全性に係る基準として政令で定める基準(同項において「耐震基準」という。)に適合するものとして政令で定めるものをいう。同項において同じ)」を加え、同項各号中「既存住宅等」を「耐震基準適合既存住宅等」に改め、同条第五項中「既存住宅等」を「耐震基準適合既存住宅等」に改める。

第六十条第二項中「既存住宅等」を「耐震基準適合既存住宅等」に改める。
第六十二条第二項第四号中「既存住宅等」を「耐震基準適合既存住宅等」に改め、同項第六号中「受くべき金額」を「受けようとする額」に改める。
第六十二条の九第七項第六号中「受くべき金額」を「受けようとする額」に改め、同条を第六十二条の十一とする。

第六十二条の七の見出し中「農地保有合理化法人等」を「農地利用集積団滑化団体等」に改め、同条第一項中「第八条第一項又は第十一条の十二」を「第十一条の十四」に、「農地保有合理化法人又は農地利用集積団滑化団体(以下この項において「農地保有合理化法人等」という。)が、同法第四条第二項第一号」を「農地利用集積団滑化団体又は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第二条第四項に規定する農地中間管理機構(以下この項において「農地利用集積団滑化団体等」という。)が、農業経営基盤強化促進法第四条第三項第一号口」に、「同条第一項」を「又は同法第七條第一号に掲げる事業(それぞれ同法第四条第一項」に、「第四条第二項第三号」を「第七條第三号」に、「当該農地保有合理化法人等」を「当該農地利用集積団滑化団体等」に改め、同条第七項第一号中「申告者」を「申請者」に改め、同項第七号中「受くべき金額」を「受けようとする額」に改め、同条を第六十二条の十とする。

第六十二条の六第七項第六号中「受くべき金額」を「受けようとする額」に改め、同条を第六十二条の九とする。
第六十二条の五第一項中「本節」を「この節」に改め、同条第七項第六号中「受くべき金額」を「受けようとする額」に改め、同条を第六十二条の八とする。
第六十二条の四第一項中「第六十二条の二第二項」を「第六十二条の五第一項」に、「同条同項」を「同項」に改め、同条第二項第一号中「申告者」を「申請者」に改め、同項第七号中「受くべき金額」を「受けようとする額」に改め、同条を第六十二条の七

条例のあらまし

○山梨県条例の一部を改正する条例……………一

目 次

○ 山梨県条例の一部を改正する条例(条例第五十五号)(税務課)

1 地方税法の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

(一) 自動車取得税の税率の見直し

平成二十六年四月一日以後に取得される自動車に対して課する自動車取得税の税率を次のように引き下げる。

(1) 家用の自動車(軽自動車を除く。) 百分の五 ↓ 百分の三

(2) 営業用の自動車及び軽自動車 百分の三 ↓ 百分の二

(二) 自動車取得税におけるエコカー減税の軽減割合の拡充

エコカー減税において、環境性能に優れた自動車の軽減割合を拡充する。

(三) 自動車税のグリーン化特例の見直し

(1) 環境負荷の小さい自動車に対し税率を軽減する特例措置を平成二十八年度まで延長し、対象を重点化した上で強化する。

(2) 環境負荷の大きい自動車に対し税率を重くする特例措置について、平成二十七年度以後は、税率の概ね十五パーセント増とする(平成二十六年年度までは概ね十パーセント増)。

(四) 不動産取得税の特例措置の創設

耐震基準不適合既存住宅の取得後六月以内に耐震改修を行い住宅の用に供した場合に税額を減額する。

2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

条 例

山梨県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

とする。

第六十二条の三中「前条第一項」を「同条第一項」に改め、同条を第六十二条の六とする。

第六十二条の二の見出し中「被収用不動産」を「被収用不動産等」に改め、同条第一項中「本条」を「この条」に、「本節」を「この節」に、「被収用不動産」を「被収用不動産等」に改め、同条を第六十二条の五とし、第六十二条の次に次の三条を加える。

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等)

第六十二条の二 知事は、個人が耐震基準不適合既存住宅（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。）を取得した場合において、当該個人が、当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二条第二項に規定する耐震改修をい、一部の除却及び敷地の整備を除く。）を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき府令で定めるところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供したときは、当該耐震基準不適合既存住宅の取得に對して課する不動産取得税については、当該税額から当該耐震基準不適合既存住宅が新築された時において施行されていた地方税法第七十三条の十四第一項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2 知事は、不動産取得税の納税者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から六月以内の期間を限つて、当該住宅に係る不動産取得税額のうち同項の規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予するものとする。

3 第一項の規定により減額を受けようとする者は、規則で定める様式によつて、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

- 一 申告者の住所及び氏名又は名称
 - 二 住宅の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
 - 三 住宅の建築、取得及び耐震改修の完了年月日
 - 四 その他知事において必要があると認める事項
- 4 第二項の申告をする者は、規則で定める様式によつて、次に掲げる事項を記載した申告書に、その事実を証するに足る書類を添付して、第五十五条の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。
- 一 申告者の住所及び氏名又は名称
 - 二 住宅の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
 - 三 住宅の建築、取得及び耐震改修の完了年月日

四 その他知事において必要があると認める事項

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の取消し)

第六十二条の三 知事は、前条第二項の規定によつて徴収猶予を受けた不動産取得税について同条第一項の規定の適用がないことが明らかとなつたとき、又は徴収猶予の理由の一部に変更があることが明らかとなつたときは、その徴収猶予をした税額の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収するものとする。

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の還付)

第六十二条の四 知事は、住宅の取得に對して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第六十二条の二第一項の規定の適用があることとなつたときは、納税義務者の申請に基づいて、同項の規定によつて減額すべき額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付するものとする。

2 前項の還付の申請をする者は、規則で定める様式によつて、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所及び氏名又は名称
 - 二 住宅の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
 - 三 住宅の建築、取得及び耐震改修の完了年月日
 - 四 年度、税額及び納付年月日
 - 五 還付を受けようとする額
 - 六 その他知事において必要があると認める事項
- 第六十二条の二の下に「又は第四十二条」を加える。
- 附則第六条の二の二第一項中「平成二十七年」を「平成三十年」に改める。
- 附則第十条中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第十条の三第二項中「第六十二条の二第一項」の下に「、第六十二条の五第一項」を加える。

附則第十条の五第三項及び第十条の五の二中「第六十二条の二第一項」を「第六十二条の五第一項」に改める。

附則第十一条中「から第十七項まで、第二十一項及び第二十二項」を「、第十七項、第十八項、第二十二項及び第二十三項」に、「第十八項から第二十項まで及び第二十三項から第三十八項まで」を「第十六項、第十九項から第二十一項まで及び第二十四項から第三十九項まで」に改める。

附則第十二条の三中「平成二十六年」を「平成二十九年」に改める。

附則第十二条の五第三項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の五の二第一項中「家用の自動車で」を「営業用の自動車（二）に、（一）以外のものを」を「以下この項において同じ。」を除く。）及び軽自動車」に、「百分の五」を「百分の二」に改め、同条第二項中「率に四分の一」を「率に百分の二十」に改め、同条第三項中「率に二分の一」を「率に百分の四十」に改める。

附則第十二条の六第一項中「第三項及び第四項」を「以下この条」に、「専らメタノール」を「メタノール自動車（専らメタノール）」に、「メタノール」を「をいう。次項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノール）」に、「及びガソリン」を「をいう。同項において同じ。）」及びガソリン」に、「第三項に」を「次項及び第四項第三号に」に改め、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項第一号中「平成十三年三月三十一日までに初めて」を「平成十五年三月三十一日までに最初の」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項第二号中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項の表を次のように改める。

第百十六条第一項第一号イ	
七千五百円	八千六百元
八千五百円	九千七百元
九千五百円	一万九百元
一万三千八百円	一万五千八百円
一万五千七百円	一万八千円
一万七千九百元	二万五百元
二万五百円	二万三千五百円
二万三千六百円	二万七千七百円
二万七千二百円	三万二千二百円
四万七百元	四万六千八百円

第百十六条第一項第一号ロ	
二万九千五百円	三万三千九百元
三万四千五百円	三万九千六百元
三万九千五百円	四万五千四百円
四万五千円	五万七千七百円
五万円	五万八千六百元
五万八千円	六万六千七百円
六万六千五百円	七万六千四百円
七万六千五百円	八万七千九百元
八万八千円	十万二千二百円
十一万円	十二万七千六百元
六千五百円	七千円
九千円	九千九百元
一万二千円	一万三千二百円
一万五千円	一万六千五百円
一万八千五百円	二万三百円
二万二千元	二万四千二百円
二万五千五百円	二万八千円

第百十六条第一項第二号イ(2)	第百十六条第一項第二号ハ(2)	第百十六条第一項第二号ハ(1)	第百十六条第一項第二号ロ	二万九千五百円	四万七千七百円	八千円	一万五千五百円	一万六千円	二万五千五百円	二万五百円	二万五千五百円	三万二千円	三万五千円	四万五百円	六千三百円	七千五百円	一万五千五百円	一万二千二百円	二万六千五百円	二万六千五百円	三万二千円		
				三万二千四百円	五千円	八千八百円	一万二千六百円	一万七千六百円	二万二千五百円	二万八千円	三万三千円	三万八千五百円	四万四千五百円	六千九百円	八千二百円	一万六千六百円	一万六千六百円	二万二千六百円	二万九千九百円	二万九千九百円	三万五千二百円	三万五千二百円	三万五千二百円

第百十六条第一項第三号ロ	第百十六条第一項第四号	第百十六条第二項第一号	三万八千円	四万四千円	五万五百円	五万七千円	六万四千元	三万三千元	四万九千元	四万九千元	四万七千元	六千三百円	四千七百円	三千七百円	六千元	四万五百円	八万三千元	七万四千元	六万五千五百円	五万七千元	四万九千元	四万九千元	六千三百円	
			四万八千四百円	四万八千四百円	五万五千五百円	六万二千七百円	七万四千元	三万六千三百円	五万三千九百円	六万二千七百円	六万二千七百円	七万七千元	八万四千四百円	七万九千九百円	六千九百円	五万九百円	九万三千三百円	八万四千四百円	七万二千円	七万二千円	六万二千七百円	五万三千九百円	四万五千二百円	六千九百円

第百十六条第二項第二号

第百十六条第三項ただし書

五千二百円	五千七百円
六千三百円	六千九百円
八千円	八千八百円
九千二百円	一万百円
一万二千六百円	一万三千八百円
一万五千五百円	一万七千円
一万九千円	二万九百円
二万二千四百円	二万四千六百円
二万六千四百円	二万九千円
三万五百円	三万三千五百円
三万五千六百円	三万九千百円
四万三百円	四万四千三百円
二万三千六百円	二万七千百円
二万七千六百円	三万七千七百円
三万六千六百円	三万六千三百円
三万六千円	四万四千四百円
四万八百円	四万六千九百円

四万六千四百円	五万三千三百円
五万三千二百円	六万千円
六万二千二百円	七万三百円
七万四百円	八万九百円
八万八千八百円	十万二千百円

附則第十二条の六第二項及び第三項を次のように改める。

2 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する平成二十六年年度の自動車税に係る第百十六条第一項、第二項、第三項ただし書及び第四項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十三年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの
- 二 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車

第百十六条第一項第一号イ

七千五百円	八千二百円
八千五百円	九千三百円
九千五百円	一万四百円
一万三千八百円	一万五千百円
一万五千七百円	一万七千二百円
一万七千九百円	一万九千六百円

第百十六条第一項第一号イ														第百十六条第一項第一号ロ																			
一万二千円	九千円	六千五百円	十一万千円	八万八千円	七万六千五百円	六万六千五百円	五万八千円	五万千円	四万五千円	三万九千五百円	三万四千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万七千二百円	二万三千六百元	二万五百円	一万三千二百円	九千九百元	七千百元	十二万二千円	九万六千八百円	八万四千円	七万三千円	六万三千八百円	五万六千円	四万九千五百円	四万三千四百円	三万七千九百元	三万二千四百円	四万四千七百元	二万九千九百元	二万五千九百元	二万二千五百円

第百十六条第一項第二号ハ(1)														第百十六条第一項第二号ロ																			
一万五千円	七千五百円	六千三百円	四万五百円	三万五千円	三万円	二万五千五百円	二万五百円	一万六千円	一万五千五百円	八千円	四千七百元	二万九千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一万八千五百円	一万五千円	一万五千五百円	八千二百円	六千九百元	四万四千五百円	三万八千五百円	三万三千円	二万八千円	二万二千五百円	一万七千六百元	一万二千六百元	八千八百円	五千円	三万二千四百円	二万八千円	二万四千二百円	二万三百円	一万六千五百円

第百十六条第一項第二号ハ(2)	一万二百円	一万二千二百円
	二万六百元	二万二千六百元
	二万六千五百円	二万九千五百円
	三万二千元	三万五千二百円
	三万八千元	四万千八百円
	四万四千元	四万八千四百円
	五万五五百円	五万五千五百円
	五万七千元	六万二千七百元
	六万四千元	七万四四百円
	三万三千元	三万六千三百円
第百十六条第一項第三号イ(2)	三万三千元	三万六千三百円
	四万千円	四万五千五百円
	四万九千円	五万三千九百円
	五万七千円	六万二千七百元
	六万五千五百円	七万二千円
	七万四千元	八万四千四百円
	八万三千元	九万三千三百円
	四万五千五百円	四万九百円
	四万九千円	五万三千九百円
	五万七千円	六万二千七百元
第百十六条第一項第四号	四万五千五百円	四万九百円
	八万三千元	九万三千三百円
	七万四千元	八万四千四百円
	六万五千五百円	七万二千円
	五万七千円	六万二千七百元
	四万九千円	五万三千九百円
	四万千円	四万五千五百円
	三万三千元	三万六千三百円
	三万三千元	三万六千三百円
	四万五千五百円	四万九百円

第百十六条第二項第一号	六千円	六千六百円
	三千七百元	四千四百円
	四千七百元	五千二百円
	六千三百円	六千九百円
	五千二百円	五千七百円
	六千三百円	六千九百円
	五千二百円	五千七百円
	六千三百円	六千九百円
	八千円	八千八百円
	九千二百円	一万百円
第百十六条第二項第二号	一万二千六百円	一万三千八百円
	一万五千五百円	一万七千円
	一万九千円	二万九百円
	二万二千四百円	二万四千六百円
	二万六千四百円	二万九千円
	三万五百円	三万三千五百円
	三万五千六百円	三万九千円
	四万三百円	四万四千三百円
	二万三千六百円	二万五千九百円
	二万三千六百円	二万五千九百円
第百十六条第三項ただし書	六千六百円	六千六百円
	六千六百円	六千六百円
	六千六百円	六千六百円
	六千六百円	六千六百円
	六千六百円	六千六百円
	六千六百円	六千六百円
	六千六百円	六千六百円
	六千六百円	六千六百円
	六千六百円	六千六百円
	六千六百円	六千六百円
第百十六条第四項	六千六百円	六千六百円
	六千六百円	六千六百円
	六千六百円	六千六百円
	六千六百円	六千六百円
	六千六百円	六千六百円
	六千六百円	六千六百円
	六千六百円	六千六百円
	六千六百円	六千六百円
	六千六百円	六千六百円
	六千六百円	六千六百円

	二万七千六百円	一万三千三百円
	三万六千六百円	三万四千七百円
	三万六千円	三万九千六百円
	四万八百円	四万四千八百円
	四万六千四百円	五万千円
	五万三千二百円	五万八千五百円
	六万二千二百円	六万七千三百円
	七万四百円	七万七千四百円
	八万八千八百円	九万七千六百円

3 前二項の規定の適用がある場合における第百十六条第三項本文の規定の適用については、同項本文中「税率」とあるのは、「税率（附則第十二条の六第一項又は第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）とする。

附則第十二条の六第四項中「前項の表」を「次の表」に改め、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項第二号中「平成二十一年十月一日（」の下に「同法第四十条第三号に規定する」を加え、「排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第四号及び第六項第五号において「排出ガス保安基準」という。）」に改め、「この号」の下に「及び第六項第二号」を加え、同項第三号中「充電機能付電力併用自動車」の下に「電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので府令で定めるものをいう。第六項第三号において同じ。」を加え、同項第四号中「エネルギー消費効率」が基準エネルギー消費効率を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費効率（第六項第四号及び第八項において「基準エネルギー消費効率」という。）」

に、「次項及び第六項」を「以下この条」に、「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」を「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で府令で定めるもの（以下この条において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）」に改め、同項に次の表を加える。

第百十六条第一項第一号イ		七千五百円	四千円
		八千五百円	四千五百円
		九千五百円	五千円
		一万三千八百円	七千円
		一万五千七百円	八千円
		一万七千九百円	九千円
		二万五百円	一万五百円
		二万三千六百円	一万二千元
		二万七千二百円	一万四千元
		四万七百元	二万五百円
第百十六条第一項第一号ロ		二万九千五百円	一万五千円
		三万四千五百円	一万七千五百円
		三万九千五百円	二万円
		四万五千元	二万二千五百円

第百十六条第一項第一号ロ		第百十六条第一項第一号イ														
一万千五百円	八千円	四千七百円	二万九千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一万八千五百円	一万五千円	一万二千円	九千円	六千五百円	十一万円	八万八千円	七万六千五百円	六万六千五百円	五万八千円	五万円
六千円	四千円	二千四百円	一万五千円	一万三千円	一万千円	九千五百円	七千五百円	六千円	四千五百円	三千五百円	五万五千五百円	四万四千円	三万八千五百円	三万三千五百円	二万九千円	二万五千五百円

第百十六条第一項第二号イ(1)					第百十六条第一項第二号ハ(2)			第百十六条第一項第二号ハ(1)								
二万五千五百円	二万二千五百円	二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千円	二万六百元	一万二百円	一万五千円	七千五百円	六千三百円	四万五百円	三万五千円	三万円	二万五千五百円	二万五百円	一万六千円
一万三千円	一万千五百円	一万円	九千円	七千五百円	六千円	一万五百円	五千五百円	八千円	四千円	三千二百円	二万五百円	一万七千五百円	一万五千円	一万三千円	一万五百円	八千円

第百十六条第一項第四号		第百十六条第一項第三号イ							第百十六条第一項第三号イ(2)							
六千円	四千五百円	八万三千円	七万四千円	六万五千五百円	五万七千円	四万九千円	四万千円	三万三千円	六万四千円	五万七千円	五万五百円	四万四千円	三万八千円	三万二千円	二万六千五百円	二万九千円
三千円	二千五百円	四万千五百円	三万七千円	三万三千円	二万八千五百円	二万四千五百円	二万五百円	一万六千五百円	三万二千円	二万八千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一万九千円	一万六千円	一万三千五百円	一万四千五百円

第百十六条第四項		第百十六条第三項ただし書							第百十六条第二項第二号			第百十六条第二項第一号				
二万七千六百円	二万三千六百円	四万三百円	三万五千六百円	三万五百円	二万六千四百円	二万二千四百円	一万九千円	一万五千五百円	一万二千六百円	九千二百円	八千円	六千三百円	五千二百円	六千三百円	四千七百円	三千七百円
一万四千円	一万二千円	二万五百円	一万八千円	一万五千五百円	一万三千五百円	一万千五百円	九千五百円	八千円	六千五百円	五千円	四千円	三千二百円	二千六百円	三千二百円	二千三百円	千八百円

三万六千円	一万六千円
三万六千円	一万八千円
四万八百円	二万五百円
四万六千四百円	二万三千五百円
五万三千二百円	二万七千円
六万二千二百円	三万千円
七万四百円	三万五千五百円
八万八千八百円	四万四千五百円

附則第十二条の六第五項中「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同条第七項中「第三項、第四項」を「第四項及び第五項（これらの規定を）」に、「又は第五項（前項において読み替えて準用する場合を含む。）」を「並びに第六項及び第七項」に、「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「前項の」を「第五項の」に改め、「平成二十二年基準エネルギー消費効率」の下に「（基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）」を加え、「基準エネルギー消費効率であつて」及び「の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第六項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）」に百分の百十」を削り、「前項第四号に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率に」を「平成二十二年以降」と、「平成二十七年基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成二十二年基準エネルギー消費効率」と、「百分の百十」とあるのは「」に、「前項中」を「第五項中」に改め、「第三項第四号に規定する」を削り、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 次に掲げる自動車に対する第百十六条第一項、第二項、第三項ただし書及び第四項の規定の適用については、当該自動車が平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十七年年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの

間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 一 電気自動車
- 二 天然ガス自動車のうち、平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので府令で定めるもの
- 三 充電機能付電力併用自動車
- 四 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上かつ平成三十二年基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので府令で定めるもの
- 五 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。）のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で府令で定めるものに適合するもの

第百十六条第一項第一号イ

七千五百円	二千円
八千五百円	二千五百円
九千五百円	二千五百円
一万三千八百円	三千五百円
一万五千七百円	四千円
一万七千九百円	四千五百円
二万五百円	五千五百円
二万三千六百円	六千円

第百十六条第一項第一号イ															第百十六条第一項第一号ロ																													
一万八千五百円	一万五千円	一万二千円	九千円	六千五百円	十一万千円	八万八千円	七万六千五百円	六万六千五百円	五万八千円	五万千円	四万五千円	三万九千五百円	三万四千五百円	二万九千五百円	四万七千円	二万七千二百円																												
五千円	四千円	三千円	二千五百円	二千円	二万八千円	二万二千円	一万九千五百円	一万七千円	一万四千五百円	一万三千円	一万千五百円	一万円	九千円	七千五百円	一万五百円	七千円																												
第百十六条第一項第二号ハ(2)															第百十六条第一項第二号ハ(1)															第百十六条第一項第二号ロ														
二万六百元	一万二百元	一万五千円	七千五百円	六千三百円	四万五百円	三万五千元	三万円	二万五千五百円	二万五百円	一万六千元	一万千五百円	八千円	四千七百元	二万九千五百円	二万五千五百円	二万二千元																												
五千五百円	三千円	四千円	二千円	千六百元	一万五百円	九千円	七千五百円	六千五百円	五千五百円	四千円	三千円	二千円	千二百円	七千五百円	六千五百円	五千五百円																												

第一百六条第一項第三号イ(1)

一万二千元

一万四千五百円

一万七千五百円

二万円

二万二千五百円

二万五千五百円

二万九千元

第一百六条第一項第三号イ(2)

二万六千五百円

三万二千元

三万八千元

四万四千元

五万五百円

五万七千元

六万四千元

第一百六条第一項第三号ロ

三万三千円

四万千円

四万九千元

一万四千五百円

一万六千五百円

一万八千五百円

二万円

千五百円

千五百円

千円

千二百円

千六百円

千三百円

千六百円

二千円

二千五百円

三千五百円

四千元

五千元

六千元

第一百六条第一項第四号

六千元

第一百六条第二項第一号

三千七百元

四千七百元

六千三百円

六千三百円

五千二百円

第一百六条第二項第二号

八千元

九千二百円

一万二千六百円

一万五千五百円

第一百六条第三項ただし書

一万九千元

二万二千四百円

第百十六条第四項		二万六千四百円	七千円
		三万五百円	八千円
		三万五千六百円	九千円
		四万三百円	一万五百円
		二万三千六百円	六千円
		二万七千六百円	七千円
		三万六千六百円	八千円
		三万六千円	九千円
		四万八百円	一万五百円
		四万六千四百円	一万二千円
		五万三千二百円	一万三千五百円
		六万二千二百円	一万五千五百円
		七万四百円	一万八千円
		八万八千八百円	二万二千五百円

7 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容量の四分の一を超えないもので府令で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第百十六条第一項、第二項、第三項ただし書及び第四項の規定の適用については、当該自動車が平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十七年年度分の自動車税に限

り、当該自動車平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分の自動車税に限り、第四項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十二条の七第三項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（不動産取得税に関する経過措置）

第二条 別段の定めのあるものを除き、この条例による改正後の山梨県条例（次条及び附則第四条において「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正前の山梨県条例第六十二条の七第一項の規定は、同項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項又は第十一条の十二に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（以下この条において「農地保有合理化法人等」という。）が、同法」とあるのは「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第二百二号）附則第三条に規定する旧農地保有合理化法人（以下この項において「旧農地保有合理化法人」という。）が同条に規定する旧農地保有合理化事業（同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下この項において「旧基盤強化法」という。）と、「の実施により政令」とあるのは「に限り）」の実施により政令」と、「又は農業経営基盤強化促進法」とあるのは「又は旧基盤強化法」と、「農地保有合理化法人等による」とあるのは「旧農地保有合理化法人による」とする。

（自動車取得税に関する経過措置）

第三条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、この条例の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第四条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十六年以後の年度分の自動

車税について適用し、平成二十五年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番